

金銭・財産管理が 困難になった方への支援

本人の状態像によってどの相談機関がよいのか

藤沢市役所 地域共生社会推進室

ご紹介する制度

収支のバランスを自分だけで考えることが難しいので支援してほしい！

家計改善支援事業

判断能力 ○

生活継続のための支援 ✕
(日常生活は自立)

自分だけで金銭管理をおこなうには不安がでてきたので、支援してほしい！

日常生活自立支援事業

判断能力 △
(契約行為ができる)

生活継続のための支援 △
(限定的に必要)

成年後見制度を利用して、生活を送る必要があるが、利用までの間の支援を必要としている！

緊急事務管理事業

判断能力 ✕
(後見相当)

生活継続のための支援 ○
(必要)

緊急事務管理事業とは

ご本人の判断能力では、金銭管理が困難であり、かつ親族等による支援が見込めない方を対象に、成年後見人等が選任されるまでの間、緊急的に必要最低限の事務管理をすることで、ご本人の生活維持を支援する制度です。

【金銭管理等が困難】

例えば・・・

- ・高熱水費の支払いができておらず、ライフラインが止まっている
(止まる可能性がある)
- ・紛失等により、意図しない財産流失が著しい

※ 金銭管理が適切に行えないことが原因で、最低限度の生活維持が困難な状況の方が対象です。

【成年後見人等が選任されるまでの間】

成年後見制度の利用を検討している方(手続き中の方)が対象です。

- ・制度の申立てを本人もしくは親族がおこなう方(予定)は原則対象外
- ・対象となる後見類型は原則「後見」

ただし、本人の状況(課題)によっては対象となる場合もあります。

【緊急的に必要最低限の事務管理】

緊急事務管理事業でできること

- 財産管理

預貯金・現金の管理、高熱水費・各種サービス利用料のお支払い

- 身上監護

支援関係者等との連絡調整

※ いずれも必要最低限の範囲で管理をします。

緊急事務管理事業では対応できないこと【例】

●財産管理 について

- 暗証番号不明の銀行口座からの出し入れ
- 金融機関での各種手続き(再発行、自動送金等停止等)
- 債務整理

●身上監護 について

- 施設入所等の各種契約行為
- 通院同行等の事実行為